

政令第 号

電気通信事業紛争処理委員会令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十八条の十一及び第八十八条の十七の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別委員）

第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 特別委員の任期は、二年とする。
- 4 特別委員は、再任されることができる。
- 5 特別委員は、非常勤とする。

（会議）

第二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長等）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、総務省令で定める。

（あつせんの通知）

第五条 委員会は、当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その写しを添えて、総務省令の定めるところにより、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（あつせんをしない場合等の通知）

第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「法」という。）第八十八条の十二第二項（法第八十八条の十四第一項及び第二項並びに第八十八条の十五第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、総務省令の定めるところにより、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。

（名簿の作成）

第七条 委員会は、法第八十八条の十三第三項（法第八十八条の十四第一項及び第二項並びに第八十八条の十五第四項において準用する場合を含む。第九条第一項及び第二項において同じ。）の規定による指定をしたときは、同項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。

（仲裁委員の選定等）

第八条 委員会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して第七条第一項の名簿の写しを送付しなければならない。

2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、総務省令の定めるところにより、その者の

氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなす。

第九条 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める法第八十八条の十三第三項の委員会の委員その他の職員があるときは、総務省令の定めるところにより、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に委員会に対し通知することができるとができる。

2 委員会は、法第八十八条の十三第三項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。

（仲裁委員が欠けた場合の措置）

第十条 委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

（文書及び物件の提出）

第十一条 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に係る文書又は物件を提出させることができる。

（仲裁判断の作成）

第十二条 仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

（あっせん及び仲裁の手続の非公開）

第十三条 あっせん委員の行うあっせん及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、あっせん委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令の定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報

告しなければならない。

（あつせん及び仲裁の申請書の様式）

第十五条 法第八十八条の十二第一項（第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第八十八条の十五第一項の規定によるあつせんの申請書並びに法第八十八条の十三第一項（第八十八条の十四第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第八十八条の十五第三項の規定による仲裁の申請書の様式は、総務省令で定める。

（委員会の運営）

第十六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行する。

理 由

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信事業紛争処理委員会の内部組織、運営、あっせん及び仲裁の手続等に関し必要な事項を定める必要があるからである。